

コンテナ詰め畜産物のコンテナターミナルにおける輸入検査要領

平成 4 年 2 月 18 日	4 動検甲第 18 号
平成 5 年 12 月 6 日	5 動検甲第 1654 号
平成 17 年 12 月 5 日	17 動検第 893 号
平成 20 年 11 月 21 日	20 動検第 888 号
平成 22 年 10 月 15 日	22 動検第 660 号
平成 24 年 5 月 29 日	24 動検第 164 号
平成 28 年 11 月 29 日	28 動検第 763 号
平成 29 年 5 月 29 日	29 動検第 280 号
令和 5 年 3 月 24 日	4 動検第 1322 号（一部改正）

コンテナ詰め畜産物のコンテナターミナル（以下「C T」という。）における輸入検査は、「畜産物の輸入検査要領」（令和 5 年 3 月 24 日付け 4 動検第 1322 号。以下「畜産物検査要領」という。）によるほか、この要領により実施する。

ただし、輸出国における家畜の伝染性疾病の発生状況等動物検疫上の必要性から別途通知するものについては、輸入港の倉庫等に蔵置の上、検査を実施するものとする。

1 C T

本要領の「C T」とは、C T及び在来船接岸岸壁並びにこれと一体的機能を有する近隣の荷捌場及びこれに準ずる場所をいう。

2 輸入検査の申請等

家畜防疫官は、コンテナ詰め畜産物の輸入者（管理者を含む。以下「輸入者」という。）が、当該コンテナ詰め畜産物について C Tにおいて検査を受けるため、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 2 6 年農林省令第 3 5 号）第 4 9 条に規定する輸入検査申請書を、輸入しようとする港又は飛行場（以下「輸入港」という。）を管轄する動物検疫所（支所及び出張所を含む。以下同じ。）に提出するときは、同申請書の備考欄にコンテナ番号を記載するよう指導するものとする。

3 検査の場所

- （1）検査の場所は、「畜産物の輸出入検査場所指定要領」（平成 2 0 年 1 1 月 4 日付け 2 0 動検第 8 3 9 号。以下「指定要領」という。）に基づいて指定された C Tの一部又は全ての区域とする。
- （2）家畜防疫官は、前記（1）の場所を指定要領に基づき指定するに当たっては、C Tの物流上必要とされる機能、当該 C Tの設備設置状況等に鑑み、

検査実施時における安全性の確保、荷役作業の効率性及び輸入畜産物の品質劣化の防止に必要な事項について、検査場所の指定を受けようとする者と十分協議するものとする。

- (3) 輸入者は、コンテナ詰め畜産物をＣＴで検査を受けようとする場合は、コンテナを開扉しないで蔵置することとする。
- (4) 輸入者は、コンテナ詰め生皮の検査を希望する場合は、事前に、路面の傾斜又は台木を利用し、コンテナ開扉側を高くしてハイドジューズ漏出防止を図り蔵置しておくこととする。

4 検査の実施

家畜防疫官は、次により検査を実施するものとする。

- (1) 書類検査に当たっては、輸入検査申請書と検査証明書を十分点検し、精密検査が必要であると判断される場合又は検査の結果消毒等の処置が必要になると判断される場合であって、当該ＣＴの管理運営上の規制等により、検査場所の指定に当たり付した指定条件から必要な場合には、その他の場所への蔵置を指導するものとする。
- (2) 現物検査は、家畜防疫官が必要と認めて抽出したコンテナを開扉して行うものとする。ただし、書類検査の結果、違反が確認された場合又は消毒等の処置が必要と判断されたものについては、当該申請に係る全てのコンテナを開扉して現物検査及び消毒等の処置を行うものとする。
- (3) 現物検査の実施に当たっては、次に留意して行うものとする。
 - ア ＣＴの管理者の協力により、移動式の検査台又はこれに代わる資材を準備して検査の円滑化を図るものとする。
 - イ 書類検査の結果等を勘案して、当該場所における現物検査時刻等を事前に明確にし、ＣＴ管理者の行う安全確保を容易にするものとする。
 - ウ 開扉時の荷崩れ等による労災には十分注意するとともに、雨天等悪天候時の検査に際しては、品質劣化及び現物検査作業における危険防止を考慮して関係者と十分打ち合わせの上、検査実施の可否を決定するものとする。
- (4) ＣＴにおいて、食用の畜産物の現物検査を行う場合にあっては、衛生面にも配慮して畜産物を取り扱うものとする。

5 検査に基づく処置

- (1) 輸入者は、生皮検査等コンテナ開扉に伴い、当該蔵置場所周辺を汚染するおそれのあるものについては、ＣＴの荷捌上の特殊性を考慮して事前に清掃、消毒器材を準備することとする。
- (2) 家畜防疫官による検査の結果、家畜の伝染性疾患の病原体に汚染し、又は汚染しているおそれがあるものと認められ、かつ、汚水漏出等により周辺場所が汚染された場合、輸入者は、家畜防疫官の指示に基づき速やかに消毒等の処置を行うこととする。